

改正

平成22年3月26日条例第6号

平成24年6月22日条例第16号

二本松市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、保護者等の負担を軽減し、もって子どもの健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、子どもを監護する父若しくは母又は父母がいないか若しくは父母が監護しない場合においては、当該子どもの父母以外の者でその子どもの養育に当たるものをいう。ただし、当該子どもを父及び母が監護するときは、当該父及び母のうち主として当該子どもの生計を維持する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費及び家族療養費をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

(助成対象者)

第3条 子ども医療費の助成の対象とする者（以下「対象者」という。）は、二本松市に住所を有する子どもの保護者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に

より保護を受けている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが自ら生計を維持しているときは、当該子ども本人を対象者とする。

(助成)

第4条 市長は、前条に規定する対象者が、当該子どもに係る疾病又は負傷について医療保険各法による保険給付を受けた場合に、支払った一部負担金の額（附加給付のある場合は、その額を控除した額）を限度として助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について他の法律の公費負担がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の一部負担金の額に高額療養費が含まれている場合は、高額療養費として保険者から給付を受けた額を控除した額をもって一部負担金の額とみなす。

- 3 二本松市国民健康保険条例（平成17年二本松市条例第107号）第3条第2号の規定によって一部負担金を支払うことを要しない国民健康保険の被保険者については、この条例による医療費の助成をしたものとみなす。

(受給資格の登録)

第5条 子ども医療費の助成を受けようとする対象者は、市長に、子ども医療費受給資格の登録を申請しなければならない。

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において当該申請者がこの条例による子ども医療費の助成を受ける資格があると認めるときは、これを登録し、当該申請者に対し子ども医療費の受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格者証の交付を受けた対象者（以下「受給資格者」という。）は、当該子どもが医療を受ける場合は、保険医療機関等に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 子ども医療費の助成は、助成金を保険医療機関等に支払うことによって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出等)

第9条 受給資格者は、第5条の規定による申請の内容について変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、第6条に規定する受給資格者証をき損又は亡失したときは、市長に再交付の申請をしなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 子ども医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(第三者の行為による助成金の返還)

第11条 市長は、子どもが第三者の行為により疾病にかかり、又は負傷した場合において、当該第三者から当該疾病又は負傷につき損害賠償を受けたときは、当該子どもの保護者（子どもが自ら生計を維持しているときは、当該子ども本人）から当該損害賠償の額を限度として助成金の返還を求めることができる。

(不正行為による助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例に基づく助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(二本松市小学生入院医療費の助成に関する条例の廃止)

2 二本松市小学生入院医療費の助成に関する条例（平成19年二本松市条例第8号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例は、この条例の施行の日以後の医療行為に係る医療費の助成から適用し、同日前の医療行為に係る入院医療費の助成については、なお従前の例による。

(二本松市国民健康保険条例の一部改正)

4 二本松市国民健康保険条例（平成17年二本松市条例第107号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成22年条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の二本松市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成22年10月1

日以後の医療行為等に係る医療費の助成から適用し、同日前の医療行為等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(二本松市国民健康保険条例の一部改正)

- 3 二本松市国民健康保険条例（平成17年二本松市条例第107号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年6月22日条例第16号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の二本松市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の医療行為等に係る医療費の助成から適用し、同日前の医療行為等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(二本松市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の廃止)

- 3 二本松市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例（平成17年二本松市条例第96号）は、廃止する。

(二本松市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の二本松市乳児及び幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年10月1日前の医療行為等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(二本松市国民健康保険条例の一部改正)

- 5 二本松市国民健康保険条例（平成17年二本松市条例第107号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(二本松市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の二本松市国民健康保険条例第3条第2号の規定は、平成24年10月1日以後の医療行為等に係る療養の給付について適用する。